

第47回 参議院契約監視委員会 定例会議議事概要

開催日	令和4年12月12日		
場所	Web会議形式 参議院第二別館東棟1階 会計課会議室より配信		
出席委員氏名	委員長	奥 真美 (東京都立大学都市環境学部 教授)	
	委員	伊集 守直 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授)	
	委員	望月 崇 (公認会計士)	
審査対象期間	令和4年4月1日～令和4年6月30日		
抽出案件	5件		
一般競争入札	2件	契約件名	第二別館南棟昇降機設備改修工事
		契約相手方	日本オーチス・エレベータ株式会社
		契約金額	33,000,000円
		契約締結日	令和4年6月30日
	2件	契約件名	議員LAN用クライアントパーソナルコンピュータ等一式賃貸借及び保守等業務
		契約相手方	東芝ITサービス株式会社
		契約金額	554,670,600円
		契約締結日	令和4年5月23日
随意契約	3件	契約件名	麴町議員宿舎ほか議員室内装改修工事(22)
		契約相手方	株式会社兼藤
		契約金額	46,200,000円(変更契約後74,800,000円)
		契約締結日	令和4年5月31日(同年9月27日変更契約)
	3件	契約件名	令和4年度参議院情報化統括責任者(CIO)補佐官、最高情報セキュリティアドバイザー(CISOアドバイザー)等業務一式
		契約相手方	ITbook株式会社
		契約金額	14,344,000円
		契約締結日	令和4年4月1日
	3件	契約件名	議員歳費等事務処理システム機器の賃貸借及び保守
		契約相手方	東芝ITサービス株式会社 株式会社JEC
		契約金額	17,589,440円
		契約締結日	令和4年4月1日

委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	(対象契約はいずれも妥当なものと認められた。)	

(別 紙)

意見・質問	回答
<p>1. 報告事項</p> <p>高嶋会計課長から、審議対象事案について口頭報告を省略し、既に配付済みである旨報告があった。報告文の概要は以下のとおりである。</p> <p>(1) 入札及び契約方式別の状況について</p> <p>(2) 1者応札・1者応募の状況及び聴取調査について</p> <p>営繕課及び電気施設課分に13件、会計課分に18件の該当があった。</p> <p>(3) 指名停止の運用状況について</p> <p>営繕課及び電気施設課分に1件の該当があった。</p> <p>(4) 談合情報への対応状況について</p> <p>該当がなかった。</p> <p>2. 抽出結果の報告</p> <p>抽出委員の伊集委員から、審議対象期間に締結した121件の契約のうち、一般競争入札から2件、随意契約から3件、抽出した旨報告があった。</p> <p>また、各事案の抽出理由について、次のとおり説明があった。</p> <p>【抽出事案】</p> <p>A. 第二別館南棟昇降機設備改修工事 一般競争入札方式（総合評価落札方式）[工事]</p> <p>B. 麴町議員宿舎ほか議員室内装改修工事（22） 随意契約方式（不落・不調随意契約）[工事]</p> <p>C. 議員LAN用クライアントパーソナルコンピュータ等一式賃貸借及び保守等業務 一般競争入札方式（総合評価落札方式）[役務]</p> <p>D. 令和4年度参議院情報化統括責任者（CIO）補佐官、最高情報セキュリティアドバイザー（CISOアドバイザー）等業務一式 随意契約方式（企画競争方式）[役務]</p>	

E. 議員歳費等事務処理システム機器の賃貸借及び保守

随意契約方式（不落・不調随意契約）[役務]

事案Aは、一者応札案件であり、落札率が高い（99.8%）。仕様書作成の際の業者からの意見聴取の内容や、複数業者の応札に至らなかった原因について確認したい。

事案Bは、随意（不落・不調）契約である。不落・不調となった原因について確認したい。

事案Cは、一者応札案件であり、契約金額が高い。一者応札の背景として世界的な半導体不足があることが聴取調査から伺われるものの、第30回定例会議においても類似の事案が検討されているため、改めて経緯や対応について確認したい。

事案Dは、一者応札案件であり、落札率が高い（100%）。平成19年度から導入している本事案について、事業内容やこれまでの契約内容、今後の競争参加者の見通しについて確認したい。

事案Eは、随意（不落・不調）契約である。不落・不調となった原因について確認したい。併せて、契約金額が予定価格を大きく下回ったことについての評価についても確認したい。

3. 抽出事案の審議

委員から関係部署に対し質疑を行った。主なやり取りは以下のとおりである。

A. 第二別館南棟昇降機設備改修工事

一般競争入札方式（総合評価落札方式）[工事]

① 本事案は、仕様書作成に当たり業者から意見聴取を行ったとのことであるが、その取組の経緯や一者応札となった結果への評価を伺いたい。

本件は既存の昇降機設備に戸開走行保護装置を付加する工事であるが、事前に工事内容を業者と確認し、その結果を仕様書に反映させている。複数の業者に確認したところ、自社製品でないと改修は難しいという意見もあったため、なるべくどの業者でも受注できるように仕様書を工夫したが、やはり他社メーカーの設備には参加しにくかったため一者応札となったと思われる。

② 他社の参入が見込めない場合、契約形態は随意契約を前提としつつ、その内容をより向上させていくという方策を講じることができないか。自社製品以外は難しいという場合に、より良い契約にするための対応として、参加者を増やす方向性以外にも方策があるか伺いたい。

最初から随意契約を前提にすると、高額な見積金額となる懸念があり難しい。

③ 価格が高額になるという懸念を除いた場合、そもそも本事案を随意契約とすることは可能か。

公共工事については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）において随意契約のガイドラインモデルが作成されており、その運用を参考に調達方法を決めている。公正公平な契約手続という観点から、複数者の参加の可能性があるかと判断して一般競争入札にしているため、随意契約への移行はハードルが高いと考えている。

④ 第42回契約監視委員会定例会議でも同様の案件が審議されている。競争性を実

工事とは別に、昇降機設備の点検保守業務契約は、一般競争入札で毎年業者を選定して

際に働かせるような取組を行うか、随意契約に移行した上で、ライフサイクルコストを把握した長期的観点からの交渉によって効率性、経済性を担保するか。そういった積極的なアクションはないのか。終始一者応札だと、一般競争入札の趣旨の競争性が働いているように見えない。

そもそもライフサイクルコストについては考慮されているのか。

- ⑤ ライフサイクルコストについては、別途調達の点検保守業務に関わるものであって評価の対象にしていけないという理解でよいか。

B. 麴町議員宿舎ほか議員室内装改修工事 (22)

随意契約方式（不落・不調随意契約）[工事]

- ① 複数業者が入札説明書を取りに来たにもかかわらず本事案が不落・不調となった理由について説明されたい。また、例えば工事内容の規模を拡大するなどして、複数業者が関心を持つような検討をしておかかか。

- ② 本事案は変更契約により契約金額が約

いる。工事発注の際に、点検保守業務も併せて総合評価方式とする方法もあるかもしれないが、保守は保守として競争を働かせて契約しているのが現状である。

点検保守業務を見越した工事の発注は行っていない。

今回は安全装置を付加するための改修工事だが、長期的な計画の中で、いずれ全面更新も考えられる。その際は既存メーカーに制約されないので、競争が働く形になると思う。全面更新の時期になれば、新たにそういったものを仕様書等に反映することも考えられる。

入札説明書を取りに来たものの入札に参加しなかった業者からヒアリングを行ったところ、技術者の手配や現場代理人を配置することが困難であるとの理由だった。

対策として、設計図面等をより分かりやすく明確にすることが考えられる。しかし、4月初めに毎年度の工事の発注見通しを公表しており、断る理由は本院だけによるものでなく、他の工事との兼ね合いもあると思われるので、規模を大きくすることで応札に至るとは一概には言えない。

変更契約の理由としては、①通常選挙の結

<p>3,000万円増となっている。改選に伴う改修部分については、通常選挙の結果によって増減が生じるのは理解できるが、変更契約の内容には通常選挙の結果によらない改修も含まれている。これらの改修は、当初の発注内容に見込めなかったのか。もし当初発注に含まれていれば、他に応札する業者もいたのではないか。</p>	<p>果、予測を上回る議員室が改修の対象となったこと、②工事開始後入居中の議員室において経年劣化により漏水等が生じたため、急きょ補修が必要となったことが挙げられる。①については、選挙前に予測の精度を高めることは難しい。なお、変更契約により生じた増額分は、大半を①が占めており、②はごくわずかな金額であった。</p>
<p>③ この改修工事は毎回、同程度の規模及び価格か。</p>	<p>本事案は、通常選挙に伴う改修工事のため、3年に一度、同規模で行っている。前回は一般競争入札で行い、入札業者は3者であった。</p>
<p>C. 議員LAN用クライアントパーソナルコンピュータ等一式賃貸借及び保守等業務 一般競争入札方式（総合評価落札方式）〔役務〕</p>	
<p>① 競争参加者が少なくなる要因として、半導体不足以外の事情はあるか。</p>	<p>意見招請時仕様書において、保守要件でプリンタ故障時に修理担当者が1時間以内に駆けつけることと記載していたが、保守事業者として1時間では対応が厳しいので緩和してもらえないかといった意見もあったので、その点も要因として多少あるかと思う。なお、意見招請での指摘を踏まえ、本調達では2時間以内に緩和した。</p>
<p>② 資源が限定されるのであれば価格は上がるのが一般的だが、なぜ予定価格より入札金額が下回ったのか。</p>	<p>仕様書上の調達機器の要件については事前に複数該当機器があることを確認しており問題ないと認識している。</p> <p>競争に参入する業者が多いと考え、落札業者は入札金額を下げてきたのではないか。</p>
<p>③ 保守駆けつけの要件は、BCP等に何ら</p>	<p>BCPは根拠にない。本件は、議員事務室</p>

<p>かの根拠があるのか。</p>	<p>向けの機器であるが、金額の制約もあり、特にプリンタは予備台数をほとんど持っていない。このため、故障して使用できないとなると、業務がストップしてしまうことになる。議員事務室は独立しているので、隣の部屋のものを使ってもらうことも難しい。特に開会中は業務に支障が生じてしまうので、このような要件を求めている。かつてはプリンタメーカーの事業所も都内に多数あったので1時間での駆けつけが可能であったが、最近事業所数が減っており難しくなっているようである。</p>
<p>④ 開会中、閉会中で対応を変えるなど、駆けつけ時間のメリハリ付け、弾力化はできないか。</p>	<p>意見招請での指摘を踏まえ本調達で2時間以内としたことにより、多少参入が増えるかと思っただ、増えなかった。このため、次回調達時には、今回の議論を踏まえ、検討していきたい。</p>
<p>⑤ 議員事務室共用のプリンタはないのか。また、デジタル化により紙のニーズは減っていくのではないか。</p>	<p>共用のプリンタは用意していない。共用とした場合、セキュリティ上問題があると考えている。</p> <p>紙からのデジタル化については議員事務室それぞれのやり方があると思われ、一律にどうとお答えするのは難しい。院全体としては、紙を少なくして、配付物もデジタル化しようという取組をしている。</p>
<p>D. 令和4年度参議院情報化統括責任者（CIO）補佐官、最高情報セキュリティアドバイザー（CISOアドバイザー）等業務一式 随意契約方式（企画競争方式）〔役務〕</p> <p>① 本事案は1者応札となっているが、今後競争性を高めていく見通しはあるか。</p>	<p>本事案は、従来から企画競争入札を行っているが、専門性の高い業務であるゆえに新規参入が少々難しいようである。また、他省庁</p>

<p>② 本事案の仕様書中、準拠すべき基準として旧式の基準が記載されている箇所があるが、適宜見直しを行っているか。IT環境の変化を捉えた上で仕様書を作成することで、業者側からより高度で的確な指導、助言が得られるのではないかな。</p> <p>また、情報の非対称性を解消するために、システム調達原課のIT知識レベルを上げるための組織的な体制が必要ではないかな。</p> <p>③ CIO補佐官及びCISOアドバイザーを一層活用するため、業者側に対する要望等を具体的に取りまとめ、提示してはどうか。システム調達原課の要望を取り入れる取組をぜひ検討願いたい。本事案による成果は、報告書等の成果物だけでは判断できない。成果物以外にも成果を測る仕組みを検討し、的確な支援を受けられるようにすべきではないかな。</p> <p>E. 議員歳費等事務処理システム機器の賃貸借及び保守 随意契約方式（不落・不調随意契約）[役務]</p> <p>① 本調達が不落・不調となった原因はどこにあると認識しているかな。</p>	<p>では本業務は職員を採用して行っている例が多いところ、本院のように外部委託となると請け負える業者が少ないことも1者応札の原因と考える。原課としては、会計課と相談して、今後調達方式を変更することも検討している。</p> <p>仕様書については、基準の更新を失念していた。</p> <p>現状ではデジタル分野に精通している職員が少なく、CIO補佐官の知見を活用するなどして職員の人材育成を進めることが重要であると考えている。</p> <p>現在、システム調達原課からの具体的な要望等を集約する仕組みになっていないが、承知した。</p> <p>結果として予算制約が原因で入札不調となったが、不落随契で契約に至っていることから、会計課としては調達に問題はなかったと考えている。</p>
---	--

<p>② 最終的には予定価を下回る金額で契約できていることから見て、予定価は業者にとって問題になるような低さではないということか。</p> <p>③ 予算額を超える予定価の設定はできないということか。また、予算額が業者の参入障壁となっているのではないか。</p>	<p>他社へのヒアリングの機会がなかったので断言できないが、最終的には落札できているので、予定価が問題とは捉えていない。結果として（予定価をそれぞれ設定している）構築費用と保守費用のバランスが制約となって入札不調となったことは重く受け止めたいが、会計課としては、本院の予算編成における諸制約から、やむを得ないと認識している。</p> <p>会計制度上、国庫債務負担行為額を超える調達はできない。</p> <p>本件のように、構築費用を単年度歳出、保守費用を国庫債務負担行為としている案件において、予算額が実際の落札金額ぎりぎりの水準まで低く設定される場合、（各事業者の構築費用と保守費用の比重の置き方に対する許容幅がほとんどなくなることから）本院予算と異なる費用バランスを持つ業者の参入を阻むのではないかという懸念は払拭できない。</p>
---	---